

発議第7号

大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の設置等に係る関係  
法令等の整備を求める意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり  
意見書案を提出する。

令和7年12月22日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者 廿日市市議会議員 濱 本 紀 洋

賛成者 リ 秋 山 妙 子

リ 松 浦 る み

リ 三 宅 洋 一

リ 佐々木 由 華

リ 吉 屋 智 晴

リ 井 上 佐智子

リ 栗 栲 俊 泰

## 大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の設置等に係る関係法令等の整備を求める意見書（案）

我が国は、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、令和7年2月閣議決定の第7次エネルギー基本計画で、再生可能エネルギーについて、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら、2040年の電源構成で4割から5割を目指し導入を進めることを掲げている。中でも、太陽光発電の電源構成に占める割合は、2023年の約1割から2040年には3割弱にまで拡大するとの見通しも示されている。

しかしながら、現在、土地の有効活用の一環として日本各地で進む大規模太陽光発電施設の設置は、導入拡大に伴う環境破壊や景観の悪化、災害リスクの増加、不十分な住民説明や法令違反など、多くの課題が顕在化しており、地方自治体の条例では対応に限界がある。

よって、国におかれては、地域社会において持続的に大規模太陽光発電施設が利用されていく上で、地域との共生・調和が不可欠なことからも、施設の設置や管理等の明確な基準等を定めた関係法令等を早急に整備され、次の事項について積極的な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 大規模太陽光発電施設の導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、地域の脱炭素化と雇用・産業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう必要な措置を講じること。
- 2 大規模太陽光発電施設の設置や管理が適正に実施されるよう、防災・環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等を整備し、適切に運用すること。

3 大規模太陽光発電施設については、開発による地盤崩壊や土砂流出などの災害リスク、自然環境保護や景観保全、流域の水源を守るという観点などから、地域においてさまざまな議論がなされていることを踏まえ、関係省庁において、設備の適正な導入及び管理のあり方など、P P A モデルをはじめとしたF I T 又はF I P 制度によらない事業も含め、地域と共生した事業規律が確保できる仕組みを検討すること。

4 大規模太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、リユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組みなど、全ての発電事業者が取り組める柔軟かつ先進的な制度を早急に構築し実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	額賀福志郎
参議院議長	関口昌一
内閣総理大臣	高市早苗
財務大臣	片山さつき
総務大臣	林芳正
経済産業大臣	赤澤亮正
国土交通大臣	金子恭之
環境大臣	石原宏高

発議第8号

かき養殖の持続に向けた支援を求める意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年12月22日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者 廿日市市議会議員 中 島 康 二

賛成者 // 井手ヶ原 誠

// 新 沢 亮 二

// 山 下 竜太郎

// 山 崎 英 治

// 半 明 晃 二

// 佐々木 雄 三

// 堀 田 憲 幸

// 岡 本 敏 博

## かき養殖の持続に向けた支援を求める意見書（案）

本市は、広島県内有数のかき生産地であり、かき養殖業は地域経済を支える重要な基幹産業である。しかしながら、現在、本市の特産である養殖かきにおいて、大規模かつ深刻な大量へい死が発生している。出荷時期を迎えた中での被害拡大は、漁業者にとってまさに死活問題となっており、今後の生産活動や地域経済全体への極めて深刻な影響が懸念されている。

本市においても、被害状況の把握や対策を検討するとともに、広島県及び近隣自治体と連携・情報共有し、経営継続に繋がる支援策に取り組むこととしている。かき養殖業者の不安を取り除き、確実な事業継続と安心安全なかきを今後も生産できる持続可能で強靭なかき養殖体制の構築のためには、緊急かつ抜本的な対応と対策が必要である。

よって、国におかれては、かき養殖の事業持続に向けた支援をされるよう、次の事項について積極的な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 かき養殖業者の不安を取り除き、養殖事業の経営が安定するよう、早期に業者負担の少ない補助金や交付金等の積極的な財政支援とそれに必要な予算を十分に確保すること。また、当面の運転資金不足による雇用の確保が困難なため、事業継続のための資金について速やかに財政支援すること。
- 2 次年度用のかきも死骸が目立ち、その影響が複数年に及ぶことも予測されるため、長期的な財政支援も視野に検討し、かき養殖業者が安心して事業を継続できるよう方策を講じること。
- 3 かきの大量へい死の原因を究明し、かき養殖業者へ周知するとともに、被害の原因を解消する方策を講じ、かき養殖の存続と安定供給に向

けた対策を行うこと。

4 消費者や地元住民に不安を与えることがないよう、また瀬戸内エリア全体のかきが悪いという風評被害が起きないよう関係機関と連携し、養殖かきのPR推進を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年12月22日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	額賀福志郎
参議院議長	関口昌一
内閣総理大臣	高市早苗
財務大臣	片山さつき
農林水産大臣	鈴木憲和
環境大臣	石原宏高